

大型化学消防車等評価委員会の設置に関する規程

平成10年3月31日危保規程第9号

最終改正 平成19年9月4日危保規程第5号

第1 設 置

大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程（平成10年3月31日危保規程第8号）第4に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に、大型化学消防車等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

- 1 委員会は、協会の理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、評価対象が有する石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等としての省力化の有効性についての審査を行い、その結果に意見を添えて理事長に報告する。
- 2 委員会は次の事項について評価する。
 - (1) 大型化学消防車等の省力化に係る機能の操作性、信頼性、安全性及び補完性
 - (2) 大型化学消防車等を特定事業所において用いる場合の活用方法と省力化の効果

第3 組 織

- 1 委員会は、委員をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから、理事長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、特定の評価対象の審査等のため委嘱された特別委員にあつては、この限りでない。
- 2 委員は、再任を妨げない。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

第6 庶務

委員会に係る庶務は、協会業務企画部が行う。

第7 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月4日から施行する。